

加入者の皆様へ

1. 海外療養費について

海外旅行、赴任中に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受け医療費を支払った場合、申請により一部医療費の払戻しを受けることができます。

支給対象となるのは、**日本国内で診療を受けた場合に、健康保険の適用が受けられる治療等に限られ**、下記の場合を除きます。

【支給対象とならないもの】

- ◎ はじめから治療目的で海外へ渡航した場合。

2. 支給金額について

日本国内の医療機関等で、同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

※海外で支払った医療費の総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給額が大幅に少なくなる場合があります。

なお、外貨で支払われた医療費については、支給決定を行う日の外国為替換算率（売りレート）により円に換算し、支給額を決定します。

3. 申請手続きについて

【申請手続きに必要な書類】

- ・ 療養費支給申請書
 - ・ 様式A（診療内容明細書）＋ 様式B（領収明細書）
 - ・ 歯科診療の場合は、様式B（領収明細書）＋ 様式C（歯科診療内容明細書）
 - ・ 領収書の原本
 - ・ 診療を受けた人のパスポートの写し（本人確認ができるページ＋渡航期間のわかるページ）
- ※ **様式A, B, Cそれぞれの裏面に邦訳を添え、翻訳者の住所・氏名・連絡先を記載し、押印してください。**
- ※ **様式A, B, Cともに、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ申請が必要です。**
- ※ 海外から申請するときは、事業主を経由して申請してください。
- ※ 健康保険組合からは、直接、海外送金はおこなわれません。事業主を経由でお受け取りください。

4. 申請期限について

請求は、医療機関等に費用の支払をした日の用句実から数えて2年を経過するときでなくなるのでご注意ください。